

高齢者地域支え合いグループ・介護予防等ボランティアの登録募集

65歳以上の方を含むグループが互助活動、子育て支援や子ども食堂への支援活動等を行った場合に、商品券に交換できるポイントを付与します。
また、高齢者の健康づくりや社会参加活動、介護現場でのお手伝いや高齢者の見守りなどのボランティア活動に対して、商品券に交換できるポイントを付与します。
※事前に登録が必要です。希望される方は、保健課地域包括ケア係で申請手続きを行ってください。
※介護保険施設等での活動の際は、施設等と必ず事前に打ち合わせを行ってください。

高齢者地域支え合いグループ事業（65歳以上の方が半数以上を占めるグループ）

- 対象となる活動
 - (1) 互助活動ポイント
 - 高齢者を支援する活動
 - ・高齢者の見守り・地域の支え合い活動
 - ・安否確認、声かけ、話し相手、高齢者の生活支援に係るボランティア活動
 - ・高齢者や介護者の仲間づくり支援
 - ・介護保険施設等でのボランティア活動 など
 - 地域活性化の活動
 - ・集落の花壇管理などの美化活動、公園や道路などの清掃
 - ・地区イベント開催時のボランティア
 - ・地域パトロール（登下校の子供の見守り、交通安全指導など）
 - ・子育て支援、その他の地域貢献活動 など
 - (2) 子育て支援ポイント
 - ・子育て支援活動1回（1時間以上）につき、1ポイントを付与（互助活動ポイント＋子育て支援ポイント、合計2ポイント）
 - (3) 子ども食堂支援ポイント
 - ・子ども食堂への支援活動1回につき、1ポイントを付与
- ※対象となる活動について他の補助を受けていないことが条件です。

※1回1時間以上の活動で1ポイントを付与、1ポイントで1,000円分の商品券に交換できます。60,000円分の商品券が上限です。

高齢者元気度アップポイント事業（65歳以上の方）

- 対象となる活動
 - 高齢者を支援する活動
 - ・介護予防教室等の支援活動 など
 - 社会参加・地域活性化活動
 - ・地域の清掃・美化活動
 - ・子育て支援活動
 - ・子ども食堂の運営、手伝い など



※1回1時間以上の活動で1ポイントを付与、5ポイント貯まると500円分の商品券に交換できます。5,000円分の商品券が上限です。

介護人材確保ポイント事業（年齢制限なし）

- 対象となる活動
 - 介護保険施設等でのボランティア活動
 - ・レクリエーション等の参加支援
 - ・高齢者の話し相手
 - ・施設内の清掃 など
 - 在宅高齢者等の生活支援ボランティア活動
 - ・在宅高齢者等への声掛け、ゴミ出し、外出支援
 - ・地域の高齢者向け配食、昼食会等のお手伝い など

◎問い合わせ先
保健課 地域包括ケア係
☎ 32-5111



「はんとけん体操」をはじめませんか！
はんとけん体操とは、高齢者を対象に歩く脳トレ運動といわれる「スクエアステップ」と自重で行う筋力トレーニング「貯筋運動」を組み合わせた運動プログラムです。転倒予防・認知機能向上に適しており、「ナカマ」「カラダ」「アタマ」づくりに適した運動です。
今回、新たにはんとけん体操に取り組みたいグループを募集いたします。指導員による指導のもと、体を動かしてみませんか。
■対象 3名以上で65歳以上の方を含むグループ
※個人でも興味のある65歳以上の方は、ご連絡ください。

◎問い合わせ先：鹿児島県社会福祉協議会 福祉人材・研修センター
☎ 099-258-7888



▲詳しくはHPから

介護の入門的研修の受講者を募集
■ 期日 9月9日（土）、15日（金）、16日（土）
■ 場所 鹿屋市社会福祉会館
■ 対象者 介護未経験で、介護に興味・関心があり勉強したい方
■ 内容 介護の基礎知識、認知症の理解、障害の理解、基本的な介護方法など
※3日間（21時間）の研修で、介護に関する基本的な知識や技術を学べます。
■ 定員 20人
■ 受講料 無料
■ 申込期限 8月24日（木）
■ 申込方法 申込書をFAXまたは郵送
※申込書は鹿屋市社会福祉協議会または鹿児島県社会福祉協議会のHPに掲載されています。

住民税非課税世帯の子ども医療給付制度（申請）

経済的理由により受診を控えることによる症状の重篤化を防ぐため、住民税非課税世帯の子どもを対象に、県内医療機関等における窓口の支払いが無料となる制度です。希望される方は、福祉課で申請手続きを行ってください。

- 助成内容 制度の対象となる子どもが県内の医療機関を受診した際に、受給資格者証を提示することで医療機関に支払う窓口負担金（一部負担金）が無料になります。
- 対象者 次の要件を満たす18歳までの子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）
 - ・市内在住の保護者に監護されている
 - ・住民税非課税世帯に属している
 - ・健康保険に加入している
 - ・生活保護など他の医療扶助を受けていない
- 対象となる医療費 保険診療が適用の入院（食事等の費用は除く）、通院、調剤、訪問看護、柔道整復療養費
※保険適用分は窓口負担が無料となりますが、保険適用外分は、お支払いが必要となります。
- 申請先 福祉課子育て支援係
※対象となる子どもの健康保険証の写しを持参してください。
- 受付時間 8時30分～17時15分まで（平日）

福祉課子育て支援係 ☎ 内線 124